

岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託に係る質問及び回答について

令和 7 年 4 月 2 日現在

No.	質問事項		回答
	質問項目	質問内容	
1	仕様書 4 (1) ① 「事務局の設置」 事務局の設置地域	「県内又は県外（岐阜県庁までおおむね 2 時間以内で到達可能な地域）に事務局を設置し」と記載があるが、おおむね 3 時間程度の地域に事務局を設置し、緊急時には再委託先の業務スタッフが駆けつけることができるような体制でも問題ないか。もしくは、2 時間以内で到達可能な地域に事務局を新規で設置する場合、いつまでに開設が必須となるか。	「事務所までおおむね 2 時間以内で到達可能な地域」とは、平時および緊急時において、発注者との対面での協議や現地対応が必要となった場合に、速やかに対応できる体制を確保するための要件です。 そのため、事務所の設置場所が概ね 3 時間程度を要する地域にある場合は、本仕様を満たさないものとします。 また、事務局を新規に設置する場合の開設時期については、契約後、すみやかに業務を開始できるよう可能な限り早期に設置していただく必要があります。
2	仕様書 4 (1) ① 「事務局の設置」 専用機器について	「本業務に係る専用メールアドレス、専用電話、資料作成等のための PC 及び複合機を取得・設置すること」と記載があるが、PC 及び複合機はその他の業務でも使用して問題ないか。	本業務に使用する P C 及び複合機については、本業務の期間中は、当該 P C 及び複合機を本業務専用として設置・運用することが必要です。
3	仕様書 4 (1) ① 「事務局の設置」 業務統括責任者の常駐要件・ 頻度の明確化（運営面）	「事務局には、業務統括責任者、事務局スタッフリーダー及び事務局スタッフを配置すること」と記載があるが、業務統括責任者について、事務局への常駐は必須でしょうか。 仮に必須ではない場合、県が求める最低限の常駐頻度・割合の基準はあるのでしょうか（例：週×日、繁忙期のみ等）。	業務統括責任者の配置は、事務局への常駐を必須とはしていません。 また、具体的な常駐頻度等の基準は設けていませんが、指示・判断が適切に行える環境や、緊急時や重要案件発生時に、速やかに意思決定・指示ができる体制を確保していただきますようお願いいたします。
4	仕様書 4 (2) ③ 決済機能 併用精算（現金・カード決済 等との併用）の具体方式につ いて	「電子クーポンと現金その他の決済手段を併せて精算可能とすること」と記載されていますが、具体的にどのような運用を想定していますか？ （例）電子クーポン側で支払う金額を指定でき、店舗ではクーポンでの支払い分と、残額を現金などで合わせて精算する。例えば 3 9 8 0 円の購入に際し、電子クーポンは 3 0 0 0 円を金額指定で支払い、残りの 9 8 0 円を現金で支払うことを、店舗側が許容する。	例示にてお見込みいただいたとおりです。
5	仕様書 4 (2) ⑪（ウ）「画 面レスポンス 3秒以内」 レスポンス「3秒以内」の範 囲（インターネット区間の扱 い）の確認	利用者様が利用する回線の速度はこちらでは制御できないため「3秒以内」は、インターネット区間については対象外とする認識でよいでしょうか。 （サーバ側応答時間のみを対象とする認識）	受託者が管理・制御可能なシステム範囲（主にサーバ側処理・応答時間）を対象とする認識で差し支えありません。

6	仕様書 4 (2) ④ 電子クーポン残高区別	「「育児支援サービス」「育児用品」の2種別に分けて、利用者において電子クーポン残高が確認できるようにすること。」となっていますが、「育児支援サービス」と「育児用品」のクーポンを分けて管理する運用でもよろしいでしょうか？	クーポン利用者（申請者）一人ごとに、総額および各種別の残高を一体的に管理する運用を想定しています。 具体的には、利用者ごとに ・クーポン総額に対する残高 ・「育児支援サービス」の残高 ・「育児用品」の残高 がそれぞれ確認できることを想定しています。また、利用者の利便性を考慮し、「育児支援サービス」「育児用品」を別々に申請する必要がない仕様とします。なお、「育児支援サービス」と「育児用品」の発行額の配分割合等については、仕様書の見直し等により、今後変更される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
7	公募要領 第4 4 (1) ア 評価基準	「別紙の評価基準」と記載がありますが、ご提示いただけますでしょうか？	以下よりご確認をお願いします。 また、評価基準の掲載に伴い、公募要領等の配布、公募要領等に対する質問書の受付、プロポーザル参加申込書の受付、企画提案書の受付期間等を変更しております。 https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/484353.html
8	公募要領 第6 3 情報セキュリティ対策のうち「岐阜県情報セキュリティ対策基準」	「受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び仕様書別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。」と記載がありますが、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」については非公開と想定されます。他の二つを遵守する認識でよろしいでしょうか。	「情報セキュリティに関する特記事項」は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」及び「岐阜県情報セキュリティ対策基準」に基づいて定められておりますので、業務の実施にあたっては、当該特記事項を遵守してください。